



河川、ダム、砂防設備、海岸保全施設に係る 夏休み前の安全利用点検結果について

～点検総数39区域のうち、危険性が確認された5区域で処置を実施～

金沢河川国道事務所では安全・安心な河川・海岸等の整備に努めておりますが、夏休みを目前に控え、これから水辺を利用される機会が増えていくと予想されることから、管内の河川、ダム、砂防設備、海岸保全施設について、大勢の人が集まる場所を中心に安全利用点検を実施しました。

点検の結果、全点検箇所39区域に対し5区域において、

- ・転落のおそれがある箇所の立入禁止措置が十分でない。
- ・海岸の前浜で高低差が生じている。

などの危険性が確認され、応急の措置として立入禁止ロープの設置などの措置を行いましたので、安心して施設をご利用いただけます。

点検対象となる場所は、川や海へのアクセス路、散策路、親水護岸及びその周辺や、魚釣りなど水辺の利用が日常的に見られる箇所を中心としております。



梯川の安全利用点検の様子



手取川ダムの安全利用点検の様子

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

【河川】 河川管理課長 本野恒夫	tel：076-264-9916（直通）
【ダム】 手取川ダム管理支所長 橋向俊昭	tel：076-256-7310（直通）
【砂防】 工務第一課長 万行 康文	tel：076-264-8547（直通）
【海岸】 海岸課長 西川 一	tel：076-264-9915（直通）

河川、ダム、砂防設備、海岸保全施設に係る安全利用点検を実施

～夏休みを目前に控え手取川・梯川の河川管理施設のほか、手取川ダム、白山砂防の設備、石川海岸（直轄工事区域）の海岸保全施設で安全利用点検を実施しました～

1. 目 的

手取川・梯川は、レクリエーション活動の場として多くの人々に利用されています。

手取川には川北町の「水辺の楽校」や能美市の「水辺プラザ」などの河川利用に配慮した施設があります。

金沢河川国道事務所は、一般の利用者の増加や利用を前提とした施設があることを踏まえ、利用者の自己責任による安全確保と併せて、利用者に安心して利用していただく観点から、安全利用点検を実施しました。

安全利用点検は、大勢の人々が集まりやすい場所を中心に、河川管理者である金沢河川国道事務所、公園などの施設管理者、沿川の市町の学校のPTAの方々等にも参加いただき共同で実施しました。

2. 点検対象

〔河川〕

- ・親水護岸など人と川のふれあいの場を創出することを目的として設置された区域
- ・排水機場、樋管、根固め等の河川管理施設で、散策や魚釣りなどの利用が日常的に、それらの施設周辺で見られる区域
- ・河川の河口部等の潮位等変動の影響を受ける護岸等で、日常的にそれらの施設周辺で、散策や魚釣りなどの利用が見られる区域

〔ダム〕

- ・ダム放流などにより日常的に水位変動等の影響がある区域等

〔砂防設備〕

- ・水辺に親しむ利用が日常的に見られる区域

〔海岸〕

- ・人工海浜にある海岸保全施設と砂浜
- ・現に海水浴場として、日常的に利用されている海岸にある海岸保全施設及びその周辺

※ 人の接近が見られない箇所は点検対象外としました。

3. 点検場所は別紙のとおりです。

4. 点検項目

人がはまりこむ危険性がある陥没等の施設の変状、水際部や水面の点検を実施しました。

5. 点検方法

目視だけではなく、測量ポール等を使用した点検

6. 点検結果

河川、ダム、砂防設備、海岸保全区域についての点検結果は別紙のとおりです。

7. 点検後の措置

記者発表やホームページ上で公表し、一般周知に努める他、危険箇所は、当面の危険を回避する措置として、ロープやバリケード等により立ち入り規制を行うなど危険周知を行います。また、抜本的対策も並行して進めます。

※ 安全確保は自らの責任で

金沢河川国道事務所では、随時、安全点検を実施してまいります。点検後の風雨や洪水等により、日々現地の状況は変わります。

河川管理者として、安全利用点検の情報、河川に係る雨量、水位等の情報を発信していきますが、河川等の利用にあたっては、利用者自らが、その安全を確認のうえ、ご利用頂きますようお願いいたします。

安 全 利 用 点 検 結 果

施設名		点検数	応急措置 区域数	応急措置区域箇所 (各々の施設の点 検場所に示す○数 字の箇所)	点検結果	実施措置
河川	手取川	10	1	⑦	河岸に占用施設である農業用排水 路の吐き口がある。吐き口の構造は 玉石を用いた空石積みとなっていて 水路との比高差もあり転落の危険性 がある。	占用者が応急的に吐き口の周 囲に進入防止のためのロープ を設置
	梯川	6	0	——	6箇所点検を行ったが、いずれの 箇所においても危険性が確認されな かった。	——
手取川ダム		12	0	——	12箇所点検を行ったが、いずれの 箇所においても危険性が確認されな かった。	——
海岸保全施設		4	4	①	NO. 133付近の暗渠出口脇の斜面 及び前浜の高低差	ラウンディングの実施 (ラウンディング: 丸みを付けて すり付けること)
				②	立入禁止ロープの老朽化	立入禁止ロープの張り直し
				③	仮置土砂周辺の立入禁止ロープの 緩み	立入禁止ロープの張り直し
				④	手摺りのぐらつきあり	手摺り接合部の補修
砂防設備		7	0	——	7所で点検を行ったが、いずれの箇 所においても危険性が確認されな かった。	——
合計		39	5			

代 表 例

措 置 前

措 置 後

手取川⑦(水辺の楽校・中央拠点)



農業用排水路の吐き口があり、高低差があるため、転落の危険がある。



応急的に農業用排水路の吐き口の周囲に立入禁止のためのロープを設置

海岸保全施設①緩傾斜堤(白山市八田地区)

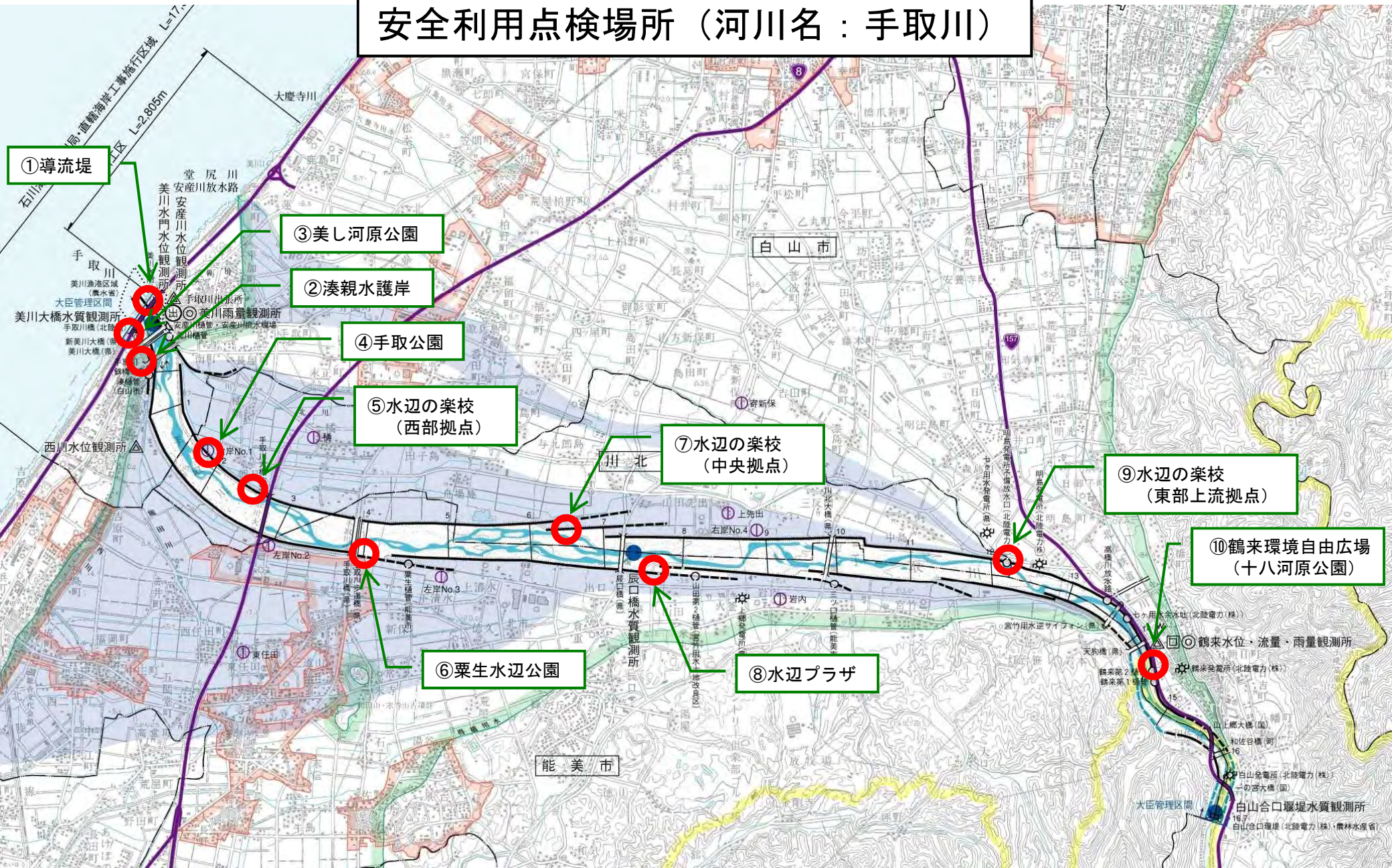


前浜に高低差が出来ており、危険である。



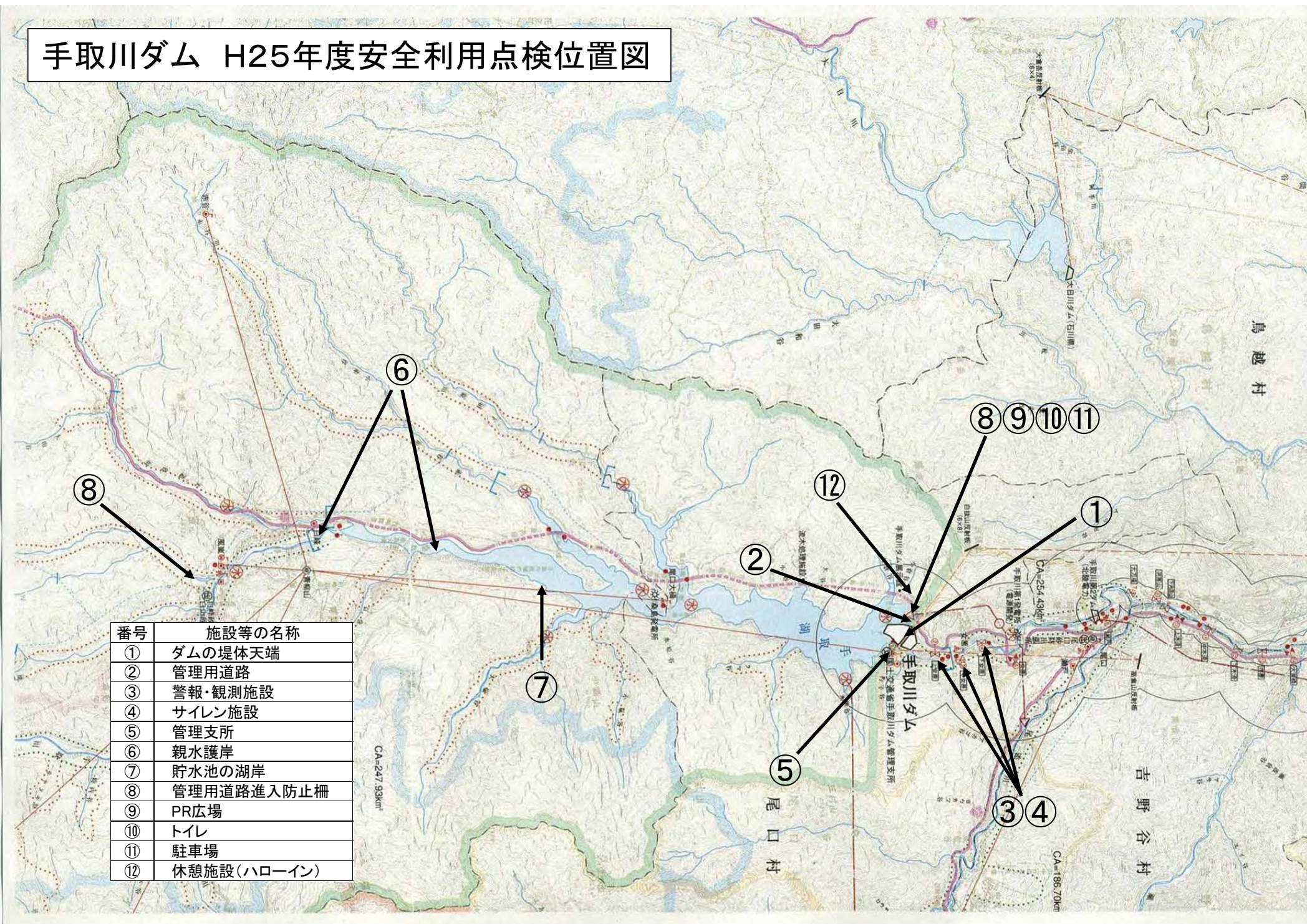
ラウンディング(丸みをつけてすり付けること)の実施

安全利用点検場所（河川名：手取川）



手取川ダム H25年度安全利用点検位置図

番号	施設等の名称
①	ダムの堤体天端
②	管理用道路
③	警報・観測施設
④	サイレン施設
⑤	管理支所
⑥	親水護岸
⑦	貯水池の湖岸
⑧	管理用道路進入防止柵
⑨	PR広場
⑩	トイレ
⑪	駐車場
⑫	休憩施設(ハローイン)



石川海岸 平成25年度安全利用点検 位置図

石川海岸（直轄海岸工事施行区域） L=17,518m

